

2024年4月1日から

CASBEEの届出が 電子申請となります



電子申請を活用する**3**つのメリット

1

必要事項を
入力するだけで
届出が完了します

2

窓口で手続きする
必要がなく時間を
有効に使えます

3

保管が面倒な
紙書類を削減する
ことができます

※「建築物環境性能評価制度(いわゆる「CASBEE」)」とは…
環境の保全と創造に関する条例に基づき、一定規模の建築物を新築等をしようとする者に対して、
当該評価の結果などを届け出ることを義務付けている制度です

詳細は裏面をご覧ください

CASBEEの届出が電子申請となります

まずは、電子申請の要件を満たすかをチェック！

- ☑ 床面積2,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築、大規模の修繕又は大規模の様様替えであること
- ☑ 兵庫県が特定行政庁となる区域に存する建築物であること
(神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市又は高砂市以外の市町に存する建築物)
- ☑ 連絡用のメールアドレスをお持ちであること

電子申請は、たったの4ステップで完了

1

次のURLにアクセスします。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1691643345128>



QRコードは
2024年4月
以降に有効
となります。

2

入力フォームに必要事項を入力します。

図面等の添付図書は、それぞれ10MBまで添付できます。(1ファイルで10MBを超える場合は、問合せ先にご相談ください。)

最後に入力内容を確認し、問題がなければ【申請する】ボタンをクリックします。※必要に応じて、印刷用画面から申請内容を保存してください。

3

申請完了画面に表示される到達番号及び問合せ番号は必ずスクリーンショット等で記録してください。※問合せ番号はメールでは通知されません。

入力したメールアドレス宛てに、申し込み状況確認用のURLが送信されます。

4

補正が必要な場合は、後日、電子メールでご連絡します。
また、届出を受理したときも電子メールでお知らせします。
〔受理後は、届出書に受付番号や受付日が付されます。〕

【問合せ先】

兵庫県まちづくり部建築指導課（建築指導班）

TEL : 078-362-3609

E-mail : kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp